

2026年2月16日

業務名称：研修員等に対する海外旅行保険、キャッシュレス精算業務（2026年度～2029年度）（単価契約）
 （公告日：2026年1月23日 調達管理番号：25a00730）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 4	(2) 積極的資格制限 2) 資本関係又は人的関係	該当がない場合は該当なしとすべての項目に記載してよろしいでしょうか。	該当がない場合は「該当なし」とすべての項目に記載をお願いします。
2	P. 22	評価表 (1) 類似業務の経験 技術提案書作成にあたっての留意事項	・海外旅行保険と逆海外旅行保険は種目が同一であり、逆海外旅のみを対象として会計年度ごとに集計する方法がありません。その場合は海外旅行保険の取り扱い実績を記載する形でよろしいでしょうか。 ・また幹事保険会社としての実績とありますが、契約幹事、保険金支払い幹事等、業務内容にまたがって幹事社が複数存在する場合には、当該入札案件がキャッシュレス精算及び保険金の支払いがメインであることから、保険金支払い幹事社が今回の幹事保険会社として該当するという認識でよろしいでしょうか。	本評価項目においては類似業務の経験を評価することから、逆海外旅行保険の取り扱い実績に対して高く評価をします。海外旅行保険、逆海外旅行保険の判別が不明の場合は、その内容により評価点に反映されます。逆海外旅行保険以外の実績を含めて記載する場合には、様式「過去2年間における海外旅行傷害保険の取扱い実績」(3) その他特記事項にその旨記載ください。 幹事社が複数存在する場合は想定しておりませんが、該当する契約がある場合には、保険金支払い幹事社としての実績を記載ください。
3	P. 25	3. 損害率の変動等	原則として契約期間中の保険料改定は見込まないとの記載がございますが、金融庁からの認可商品であることから引受保険会社の海外旅行保険の保険料改定が実施された際には、改定後の保険料以外でご提供することはできかねます。 実際に保険料改定が発生した場合にはあらかじめ申し出を行い協議の上であれば、やむなく保険料改定が発生する場合においても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	該当項目に記載のとおり、損害率の変動等により止むを得ず保険料の割増引を実施する必要が生じた場合は受注者と発注者で協議の上、保険料見直しを決定する事とします。
4	P. 16	6. 業務提出物、経費支払方法 ②保険料の支払い（毎月支払）	受注者は発注者に保険料の請求を行うこと、と記載がありますが、受注者が代理店委託契約を取り交わしている損害保険代理店から保険料の請求を行うことは可能でしょうか。	損害保険代理店を通じた保険料請求は可能とします。この場合、「第3技術提案書の作成要領1. (2) キ 業務の実施体制」について、具体的な保険代理店社名、業務の分担等について詳細を記載ください。
5				
6				
7				
8				